

令和2年5月18日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年5月15日付託分)

総 務 局

## 目 次

	ページ
1 知事等の期末手当の特例に関する条例の概要 .....	1
2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要.....	2
3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要.....	3

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

1 知事等の期末手当の特例に関する条例の概要

(1) 制定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の特別職を対象として、給与を減額するため、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 特別職の期末手当の減額

対象者	減額する額
知事	期末手当の100分の20に相当する額
副知事	期末手当の100分の15に相当する額
公営企業管理者、教育長、 常勤の監査委員、 特別職の秘書	期末手当の100分の10に相当する額

イ 減額の対象となる期末手当

令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当

(3) 施行期日

公布の日

2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、管理職手当を受けるべき職を占める職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当並びに第1号任期付研究員及び特定任期付職員に対して支給する期末手当について減額措置を講じることに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正

令和2年6月及び同年12月に支給する管理職手当を受けるべき職を占める職員の期末手当及び勤勉手当について、その100分の8に相当する額を減額する。（附則第56項、附則第57項関係）

イ 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

令和2年6月及び同年12月に支給する第1号任期付研究員の期末手当について、その100分の8に相当する額を減額する。（附則第10項関係）

ウ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

令和2年6月及び同年12月に支給する特定任期付職員の期末手当について、その100分の8に相当する額を減額する。（附則第11項関係）

(3) 施行期日

公布の日

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事した場合における感染症等接触手当の特例に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 感染症等接触手当の特例（附則第3項関係）

職員が、多数の新型コロナウイルス感染症患者等が滞在する施設等において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務等に従事したときは、感染症等接触手当を支給するものとする。

イ アの手当額（附則第4項関係）

アの場合の手当額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月5日から適用する。